2026年11月11日

各　位

会 社 名　株式会社ウイルテック
代表者名　代表取締役社長執行役員　宮城 力
（コード番号：7087　東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役上席執行役員　渡邊 剛
電話番号　06-6399-9088（代表）

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更および配当予想の修正ならびに株主優待制度の変更（拡充）に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更および配当予想の修正ならびに株主優待制度の変更（拡充）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式分割の目的

当社の普通株式に係る投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の市場流動性を高めるとともに、より幅広い層の投資家の皆様に当社株式を保有頂く機会を創出することを目的として実施いたします。

２．株式分割について

(1)株式分割の概要

①分割の方法

2026年12月31日（木曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年12月30日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,489,500株
今回の分割により増加する株式数	6,489,500株
株式分割後の発行済株式総数	12,979,000株
株式分割後の発行可能株式総数	46,000,000株

（注）上記の発行済株式総数および今回の分割により増加する株式数は、2026年11月11日現在の発行済株式総数に基づき算出しております。基準日までの間に新株予約権の行使等により発行

済株式総数が増加した場合は、今回の分割により増加する株式数および株式分割後の発行済株式総数が変動する可能性があります。

③分割の日程

基準日公告（予定）	2026年12月17日（木曜日）
基準日	2026年12月31日（木曜日）
効力発生日	2027年１月１日（金曜日）

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社が発行している新株予約権の発行要項の規定に基づき、2027年１月１日以降に行使される新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

銘柄	調整前行使価額	調整後行使価額
株式会社ウイルテック 第６回新株予約権	880円	440円

(3)その他

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

３．株式分割に伴う定款の一部変更について

(1)定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、本日開催の取締役会において、会社法第184条第２項の規定に基づき、2027年１月１日（金曜日）をもって、当社定款第６条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2)定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後
（発行可能株式総数） 第６条当会社の発行可能株式総数は、23,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条当会社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。
（新設）	附則 第６条の変更の効力発生日は、2027年１月１日とする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

(3)定款変更の日程

変更の日程は以下のとおりです。

取締役会決議日	2026年11月11日（水曜日）
効力発生日	2027年１月１日（金曜日）

４．株式分割に伴う配当予想の修正について

今回の株式分割に伴い、2026年５月15日に公表しました2027年３月期の期末配当予想額を下記のとおり修正いたします。なお、本修正は分割比率に合わせて実施するものであり、実質的な変更はございません。

	１株当たり配当金		
	第２四半期末	期末	年間
前回予想 （2026年５月15日）	21円50銭	21円50銭	43円00銭
今回修正予想 （株式分割前換算）	21円50銭	10円75銭 （21円50銭）	－ （43円00銭）
前期実績 （2026年３月期）	20円00銭	23円00銭	43円00銭

（注）本修正は、株式分割に伴う修正であり、１株当たり配当金に実質的な変更はありません。

今回の株式分割は、2027年１月１日（金曜日）を効力発生日としておりますので、2026年９月30日（水曜日）を基準日とする第２四半期末配当金の支払いにつきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

なお、本株式分割に伴う株主様のお手続きは不要です。

５．株主優待制度の変更（拡充）について

(1) 変更の理由

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、投資対象としての当社株式の魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。このたびの株式分割にあわせ、より幅広い投資家の皆様に当社株式を取得・保有いただき、中長期的な企業価値向上に向けた成長を株主の皆様と共有できるよう、優待獲得に必要な最低保有株式数の実質的な引き下げ（実質的なハードル緩和）をはじめとする制度の変更（拡充）を行うことといたしました。

(2) 対象となる株主様および変更内容

当社は、毎年９月末日及び３月末日を基準日として年２回、下表に基づいた金額分の社会貢献型カードである「kids smile 笑顔でつなぐ未来基金」QUOカードを贈呈しております（１枚につき50円が子どもたちを笑顔にする活動支援へ寄付されます）。

今回の変更では、優待対象の保有株式数を引き下げ、300株以上の区分を新設・拡充いたします。

（下線部分は変更箇所。）

現行		変更後	
保有期間６か月以上		保有期間６か月以上	
－	－	（新設） 300株以上 600株未満	（新設） kids smile QUOカード 3,000円分 （年間6,000円分）
300株以上 700株未満	kids smile QUOカード 5,000円分 （年間10,000円分）	600株以上 1,400株未満	kids smile QUOカード 5,000円分 （年間10,000円分）
700株以上 1,500株未満	kids smile QUOカード 10,000円分 （年間20,000円分）	1,400株以上 3,000株未満	kids smile QUOカード 10,000円分 （年間20,000円分）
1,500株以上	kids smile QUOカード 15,000円分 （年間30,000円分）	3,000株以上	kids smile QUOカード 15,000円分 （年間30,000円分）

(3)変更の時期

2027年３月31日を基準日とした株主名簿に記載または記録された株主さまに対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、変更後の基準を適用いたします。

（注）１．保有期間は、基準日時点において同一株主番号で連続して当社株主名簿に記載または記録されている回数に基づいて判定いたします。保有期間６か月以上とは、同一株主番号により２回連続で基準日時点の当社株主名簿に記載または記録されていることをいいます。なお、制度変更初年度である2027年３月末日の当社株主名簿に記載または記録された株主様においては、保有期間にかかわらず、上記保有株式数以上を保有されている株主様全員を対象といたします。

２．相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合、過去の保有期間の合算は行いません。当社では、基準日以外でも詳細な株式保有状況の確認や、臨時株主総会の招集、それらへの備えを目的に株主名簿を作成する場合があります。証券会社の提供する貸株サービスのご利用、あるいは全株式の売却により、一時的に保有株式が０株になる場合は、株主番号が変わる可能性があり、保有期間の判定に影響を及ぼすことがありますのでご留意ください。

３．保有株式数は、最新基準日現在の保有株式数にて判定します。同一株主様で株主番号が複数ある場合、株主番号ごとに対象となる株主様を判定し、保有株式数の合算は行いません。

以　上